

未来に残そう貴重なみどり

吹田市樹木等保護制度の あらまし



吹田市

貴重なみどりをまもりましょう

都市のみどりは、私たちの暮らしや環境を様々な面で守ってくれています。また、その存在は人と街に安らぎと潤いを与え、街の魅力となっています。特に古木、大木はその堂々とした姿で、歴史や文化を感じさせ自然の大切さを教えてくれます。

これまで長い年月をかけて育まれてきた貴重なみどりは、失うことなく将来に残し、一層みどり豊かな街をつくらなければなりません。そのためにも、市民、事業者の皆さんのご協力をお願いします。

樹木等保護制度

吹田市では、『新総合計画』や『みどりの基本計画』の方針に基づき、みどり豊かな街づくりを進めるため、貴重なみどりとして市内に残された古木、大木や樹林を所有又は管理している方の同意を得て、保護樹木等に指定して保護に努めます。

貴重なみどりを次世代に継承するために必要な維持管理行為に関し、保護樹木等として指定された個人所有の樹木等に対して、維持管理にかかる費用の一部を補助します。

保護樹木等の指定基準

おおむね次の指定基準を満たし、特に保護する必要があると認められるものを、保護樹木として指定します。

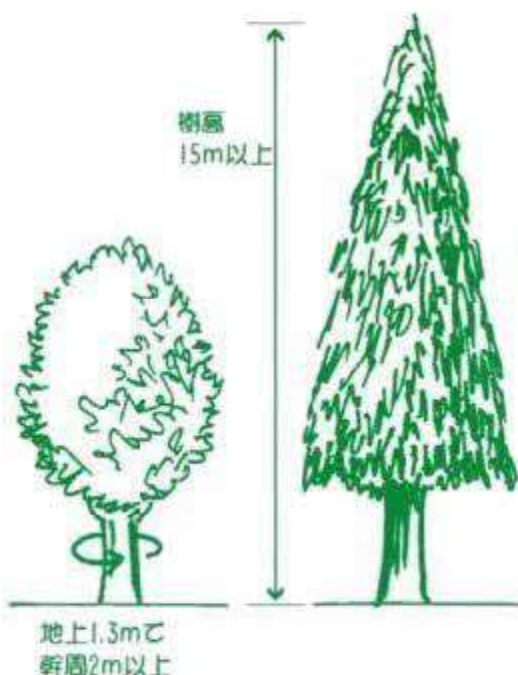
保護樹木

- 地上1.3mの高さの幹周が2m以上の樹木
(例:クス、ケヤキなど)
- 高さが15m以上の樹木
(例:クス、イチョウなど)

- 株立ちした樹木で、高さが3m以上のもの
(例:モクレン、ナンテンなど)
- はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上あるもの
(例:ツタ類、フジなど)
- その他市長が特に必要があると認めるもの

保護樹林

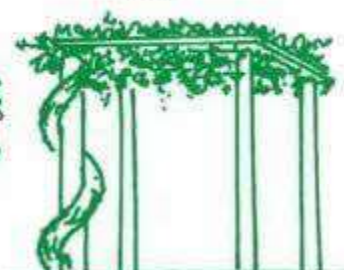
- 樹林面積が500㎡以上



株立ち樹木で
樹高3m以上



はん登性樹木で
枝葉の面積が30㎡以上



指定基準を満たし、樹勢・樹形の特にすぐれた貴重な樹木については保護樹木として指定します。



補助金の交付対象行為

樹木等を保護するための次の維持管理行為を交付対象行為とします。

保護樹木

- 整枝せん定
- 病虫害の防除
- 施肥
- その他市長が必要であると認める行為

長い年月をかけてここまで大きくなった樹木も、適切な管理をしないと枯れてしまうかも知れません。いつまでも大切にひきひょう。



保護樹林

- 間伐・除伐
- 病虫害の防除
- 枝打ち
- つる切り
- その他市長が必要であると認める行為

補助金額

交付対象行為を実施した樹木等の所有者等に対して次の補助金を交付します。

保護樹木

補助金額は樹木1本につき年額10,000円です。ただし、「施肥」及び「その他市長が必要であると認める行為」の場合は、1本につき10,000円を限度として維持管理行為に要した実費を補助します。また、複数の保護樹木を所有している場合は、5本を限度として補助します。

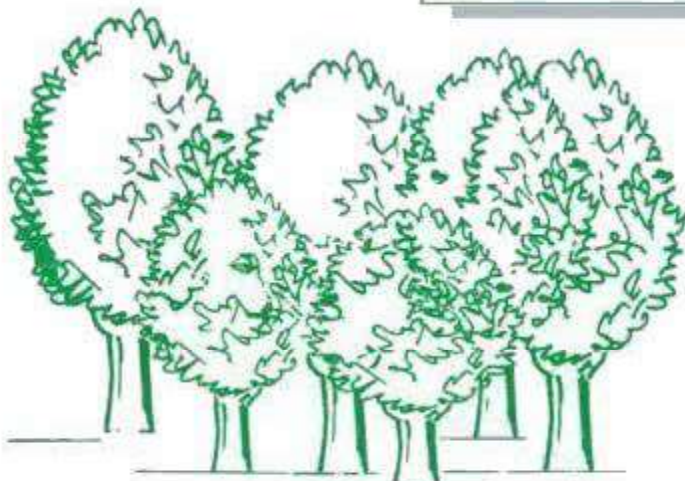
保護樹林

次の表のとおり、面積の区分に応じて限度額の範囲内で維持管理行為に要した実費を補助します。また、複数の保護樹林を所有している場合は、補助金の合計額を100,000円までとします。



樹木取付用標識

保護樹林の面積	限度額(年額)
500㎡以上1,000㎡未満	10,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	20,000円
2,000㎡以上3,000㎡未満	40,000円
3,000㎡以上4,000㎡未満	60,000円
4,000㎡以上5,000㎡未満	80,000円
5,000㎡以上	100,000円



吹田市内ではみどりが減ってきているので500㎡以上のまとまったみどりはとっても貴重です。



指定の手順



補助金の交付の手順



お問合せ先

吹田市 土木部 公園みどり室

〒565-0855 大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

(総合防災センター DRC Suita) 6階

電話番号：06-6834-5364 FAX番号：06-6834-5486